

債務不履行 宅建 H05-07-1 <<#860>>

【問】 正誤をつけよ。

Aがその所有する土地建物をBに売却する契約をBと締結したが、その後Bが資金計画に支障を来し、Aが履行の提供をしても、Bが残代金の支払いをしない。Aは、Bに対し**相当の期間**を定めて履行を催告し、その期間内にBの履行がないときは、その契約を解除し、あわせて損害賠償の請求をすることができる。



履行の提供 → 同時履行の関係でなくなる
履行遅滞

【答え】 正しい

《ポイント1》 催告による解除 【宅建★入門】

当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が**相当の期間を定めてその履行の催告**をし、**その期間内に履行がないときは**、相手方は、**契約の解除**をすることができる。
(民法 541 条本文)

《ポイント2》 解除と損害賠償 【宅建★入門】

4 **解除権の行使は、損害賠償の請求を妨げない。** (民法 545 条 4 項)

【入門】《履行遅滞における解除のポイント》

1	相当期間を定めた催告 ⇒ 解除
2	解除とあわせて損害賠償請求できる